

第3章 計画の体系と施策の展開

1 計画の体系

計画の基本目標を達成するため、次のような体系により施策を展開します。

基本目標	施策の方向	施策内容
Ⅰ 共同参画社会をめざす意識づくり	1 共同参画意識の普及啓発	(1) 共同参画社会の実現に向けた啓発活動の推進 (2) 共同参画の現状についての実態把握 (3) 市役所における共同参画の意識づくり
	2 こどもの共同参画の理解促進	(1) こどもの権利の普及啓発 (2) 共同参画意識を高める学習の実施 (3) キャリア教育の実施 (4) 共同参画情報の提供 (5) こどもを取り巻く関係者の意識啓発
Ⅱ あらゆる分野における共同参画の推進	1 政策・方針決定過程への女性の参画促進 ★	(1) 市政における政策・方針決定過程への女性の参画促進 (2) 企業における方針決定過程への女性参画の実態把握
	2 働く場における環境づくり	(1) 職場における性別にとらわれない平等の環境づくり (2) 農林水産業における共同参画の推進 (3) 就業に関する情報の提供
	3 ワーク・ライフ・バランスの推進 ★	(1) ワーク・ライフ・バランスの意識啓発 (2) 性別にとらわれず子育てや介護を支えていく環境づくり
Ⅲ 誰もが安心して暮らせる社会の実現	1 共同参画を阻害するあらゆる暴力の根絶 ★◎	(1) 配偶者等の暴力やハラスメント防止に向けた啓発と情報提供 (2) 被害者に対する支援体制の充実
	2 困難な状況を抱えた人が安心して暮らせる環境の整備 ◆	(1) 困難や不安を抱える人への支援
	3 地域防災における共同参画の推進	(1) 共同参画の視点に立った防災対策の推進
	4 地域で自分らしく安心して暮らすことができる環境の充実	(1) 多様性を尊重する環境づくり (2) 性的マイノリティに関する理解促進

★は、「女性の職業生活における活躍を推進するための法律」に基づく推進計画

◎は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づく基本的な計画

◆は、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づく基本的な計画